

北海道新幹線新八雲（仮称）駅周辺整備基本計画及び 八雲町立地適正化計画策定検討会議要綱

（設置）

第1条 北海道新幹線の札幌開業に向けた新八雲（仮称）駅周辺整備計画及びコンパクトな都市を目指すための包括的なマスタープランとなる八雲町立地適正化計画を策定するにあたり、広く町民の意見を求めるため、北海道新幹線新八雲（仮称）駅周辺整備基本計画及び八雲町立地適正化計画策定検討会議（以下「会議」という。）を設置する。

（所管事項）

第2条 会議は、新八雲（仮称）駅周辺整備方針の早期構築、八雲町立地適正化計画の基本方針、施策検討等について、関係機関内の情報共有や連携強化を図ることなど計画策定の推進に必要な事項について協議を行う。

（組織）

第3条 会議の委員は、別表1に掲げるとおりとし、町長が委嘱する。

- 2 委員のうち複数名を公募により選出するものとする。ただし、応募者が多数の場合は選考により決定する。
- 3 委員の任期は、平成31年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 前条において協議に関する助言を得るため、学識経験者、アドバイザー及びオブザーバーを置くことができる。

（会長及び副会長）

第4条 会議に会長・副会長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代理する。

（会議）

第5条 会議は、必要に応じ町長が招集する。

- 2 町長は必要に応じて、構成委員以外の者に会議への出席を求めることができる。

（庶務）

第6条 会議の庶務は、新幹線推進室及び建設課において処理する。

（雑則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は町長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年6月14日から施行する。

北海道新幹線新八雲（仮称）駅周辺整備基本計画及び八雲町立地適正化計画策定検討会議委員等

| No. | 所 属 等 | 備 考 |
|-----|-------------------------|--------------------|
| 1 | 新函館農業協同組合八雲基幹支店青年部 枠 | 新函館農業協同組合八雲基幹支店の推薦 |
| 2 | 新函館農業協同組合八雲基幹支店女性部 枠 | 新函館農業協同組合八雲基幹支店の推薦 |
| 3 | 春日地区農事組合 枠 | 地元農事組合の推薦 |
| 4 | 山越郡森林組合 枠 | 山越郡森林組合の推薦 |
| 5 | 八雲町漁業協同組合青年部 枠 | 八雲町漁業協同組合の推薦 |
| 6 | 八雲町漁業協同組合女性部 枠 | 八雲町漁業協同組合の推薦 |
| 7 | 八雲商工会青年部 枠 | 八雲商工会の推薦 |
| 8 | 八雲商工会女性部 枠 | 八雲商工会の推薦 |
| 9 | 八雲観光物産協会 枠 | 八雲観光物産協会の推薦 |
| 10 | 北洋銀行八雲支店長 | 職指定 |
| 11 | 八雲町社会福祉協議会会長 | 職指定 |
| 12 | 若人の集い委員長 | 職指定 |
| 13 | 八雲総合病院 枠 | 八雲総合病院の推薦 |
| 14 | 一般公募 枠 | 一般公募 |
| 15 | 学識経験者 枠 | |
| | (オブザーバー) | |
| 1 | 北海道開発局 枠 | 北海道開発局函館開発建設部の推薦 |
| 2 | 北海道渡島総合振興局 地域創生部 枠 | 渡島総合振興局の推薦 |
| 3 | 北海道渡島総合振興局 函館建設管理部 枠 | 渡島総合振興局の推薦 |
| 4 | 北海道函館方面八雲警察署 枠 | 八雲警察署の推薦 |
| 5 | 北海道旅客鉄道株式会社 枠 | 北海道旅客鉄道株式会社の推薦 |